

じゃ口から 安心とどけ 未来まで

6月1日(水)～7日(火)は

# 水道週間

問い合わせ 上下水道局 ☎2193



水道への理解と関心を高めるため、毎年6月1日から7日を「水道週間」とし、全国で広報活動などが実施されます。

水は生命の源であり、私たちの生活を豊かにする大切な資源です。

上下水道局では、皆さんに安心しておいしく飲んでいただける水づくりに努めています。

この機会に、水道の大切さを皆さんで考えてみませんか。

**店舗などの営業の開始や廃止に伴う水道の使用用途変更の届け出はお早めに**

営業開始や廃止に伴って、使用する用途が変わる場合は、速やかに届け出てください。

また、転居に伴い使用を中止、廃止または開始する場合も、早めに連絡してください。

(問い合わせ) 業務課 ☎2191

**「給水装置」の修繕は指定工事店で**

水道の配水管から分岐して設置されている給水管や、これに直結する蛇口や止水栓などの「給水装置」は、メーター本体を除き、設置者(所有者)の財産です。必要な補修や管理は、基本的に設置者(所有者)、または使用者の負担で行う必要があります。転居などに伴い使用を一時中止している場合も同様です。「給水装置」に異常があった場合(漏水など)は、上下水道局指定の工事店に修理を依頼してください。指定工事店は、市ホームページや暮らしの便帳に掲載しています。

また、公道内(官民境界まで)で漏水があった場合は、上下水道局の負担で修理しますので連絡してください。ただし、おおむね25年以上経過した給水管などは、漏水の原因によっては、所有者負担による布設替えが必要となる場合があります。

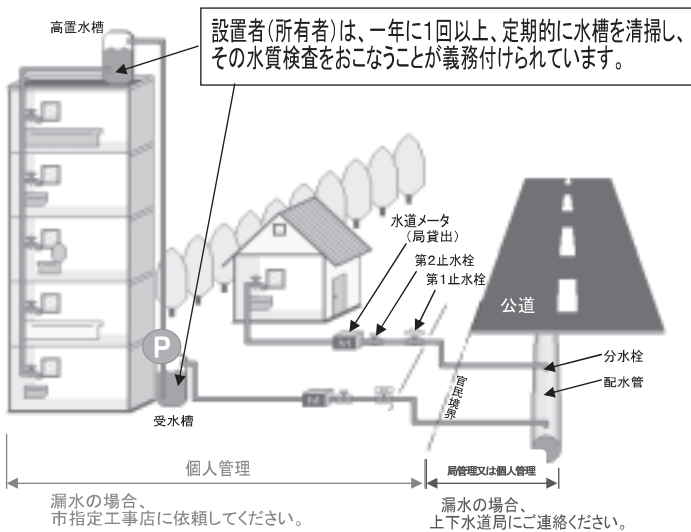
(問い合わせ) 工務課 ☎2192

**給水装置の所有者名義などに変更があれば届出を**

上下水道局では、日頃からの維持管理に利用するため、配管図面などの給水台帳を保管しています。

住宅の売買などにより、給水装置の所有者や使用者の名義を変更したときは、上下水道局に届け出てください。名義が異なる場合、事故発生時などの対応が遅れるおそれがありますので、忘れずに手続きをお願いします。

(問い合わせ) 工務課 ☎2192



**漏水を見つけるには**

水道メーター以降の給水装置の漏水の発見方法は、蛇口を全部閉め、水道メーターのパイロットマーク(羽根車)が回転しているか確認します。少しでも回転していれば漏水の可能性があるので、早急に指定工事店に相談してください。

**料金のお支払いは便利な口座振替をご利用ください**

手続きは簡単で、水道料金などの納め忘れもなく便利です。市内の金融機関または郵便局窓口で申し込んでください。なお、コンビニエンスストアでは取り扱っていません。また、上下水道局では申し込みを受け付けていませんので、ご了承ください。

**手続きに必要なもの**

引き落としを希望される口座の通帳、その通帳の届出印

(問い合わせ) 業務課 ☎2191

**市ホームページをご覧ください**

市ホームページが新しくなったことにあわせて、上下水道局のページの情報も充実させました。利用される方へのお知らせや上下水道局の事業説明など、目的別に掲載内容を増やしていますので、ぜひご覧ください。